

e スポーツを活用した地域活性化支援事業実施業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和4年11月

幸区役所まちづくり推進部企画課

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、住民同士の交流や外出の機会がコロナ以前と比較し減少・停滞している中、区においては、以前の賑わいを取り戻すため、感染予防と地域の活性化を両立させる新たな生活様式を踏まえた取組を推進していく必要がある。本業務は近年、若い世代を中心に注目を集めるなど話題性のあるコンテンツであるとともに、パラムーブメント、高齢者の健康づくり、観光促進、地域交流などの地域課題の解決に資する可能性があるツールである e スポーツを活用することで、地域交流の活性化及び地域経済の活性化を図るものである。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

e スポーツを活用した地域活性化支援事業実施業務委託

(2) 業務の内容

ア e スポーツ活用支援講座の企画・運営

イ e スポーツイベントの企画・運営

※詳細は仕様書を参照すること

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 履行場所

幸区内

(5) 契約上限額

5,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

3 参加資格要件

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 令和3・4年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「99 その他業務」、種目「99 その他」に搭載されているか、申請中で本件プロポーザル評価委員会の開催日までに搭載見込みである者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者
- (4) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者
- (6) 本業務内容と類似した取組の実績とノウハウがある者又はノウハウがある者を業務実施体制に組み込める者

4 手続日程（予定）

募集開始	令和4年11月15日（火）
参加意向申出書締切	令和4年11月21日（月）
質問書の提出締切	令和4年11月28日（月）
企画提案書等の提出締切	令和4年12月8日（木）
企画提案評価選考委員会の開催	令和4年12月12日（月）
審査結果通知	令和4年12月16日（金）

5 担当部署

部署名	幸区役所まちづくり推進部企画課【担当】 ^{なぐら} 名藏・ ^{いわた} 岩田
所在地	〒212-8570 川崎市幸区戸手本町1-11-1
電話番号	044-556-6612
FAX番号	044-555-3130
電子メール	63kikaku@city.kawasaki.jp
受付時間	午前8時30分から午後5時 閉庁日（土曜日・日曜日及び休日）を除く

6 参加意向申出書

このプロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

必要書類	①プロポーザル参加意向申出書（第1号様式） ②業務実績表（第2号様式）
提出期限	令和4年11月21日（月）
提出場所	5 担当部署
提出方法	郵送又は持参 ※郵送の場合は書留郵便とし、期限までに必着のこと ※持参の場合には事前に電話にて連絡をすること

7 提案資格確認結果通知書

参加意向申出書を提出した事業者に対して、資格の有無を確認し、提案資格確認結果を電子メールで通知する。また、仕様書「5 業務内容（2）e スポーツイベントの実施」にあたり、会場に係る詳細について電子メールで補足する。なお、提案資格が認められなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日以内（土曜、日曜及び休日を除く）に書面により、説明を求めることができる。

8 質疑応答

仕様書等に関する質問及び回答方法については、次のとおりとする。

（1）質問の提出方法

質問がある場合は、質問書（任意様式）を用いて、電子メールにより「5 担当部署」に提出する

こと。

(2) 質問の受付期間

令和4年11月28日(月)午後5時必着

(3) 回答方法

回答は、令和4年12月2日(金)までに提案資格のある全事業者に対して電子メールで送信する。

9 企画提案書の提出

「提案資格あり」と確認された者は、次のとおり提案書等を提出すること。

必要書類	①企画提案書：当該業務の企画提案内容を具体的に記載 ②見積書：積算根拠が分かるように内訳を記載 ③業務実績表(第2号様式) ④配置予定人員(第3号様式) ⑤業務実施スケジュール(様式自由) ⑥事業者概要：事業者の理念及び業務内容などが分かる資料(パンフレット等も可) ※申請書類の受領後、本市が必要と判断した場合には、補足資料を求める
書式	A4版(縦横どちらでも可、必要に応じてA3の折込も可)とする。
提出部数	各10部
提出期間	令和4年12月8日(木)
提出場所	5 担当部署
提出方法	郵送又は持参 ※郵送の場合は書留郵便とし、期限までに必着のこと ※持参の場合には事前に電話にて連絡をすること ※提出後、電子メールにて①～⑤の電子データを送付すること

10 企画提案会(プレゼンテーション)及び評価委員会

日程	令和4年12月12日(月)午前中 ※時間などの詳細については別途連絡を行う。
参集場所・会場	幸区役所第1会議室
内容	●提案内容の説明(20分) ●質疑応答(10分) ※説明にあたりプロジェクターやスクリーンを用いる場合には事前に担当部署へ連絡すること ※当日の出席は1事業者につき3名までとする ※事業者数が多い場合は、時間の短縮や日時の追加等を行う場合がある
その他	本件プロポーザル評価委員会は、川崎市審議会等の公開に関する条例に定める条例(平成11年3月19日条例第3号)第5条第3号の規定に基づき、非公開とする。

1.1 選定方法

次の項目に基づき評価を行い、eスポーツを活用した地域活性化支援事業実施業務委託プロポーザル評価委員会において、最高得点を得た者を本委託業務の選定業者候補とする。

(1) 評価項目

(共通)

- ・ 事業目的の理解度
- ・ 実施体制
- ・ 類似業務の実績

(講座)

- ・ 有効性
- ・ 発展性
- ・ 独自視点及び創意工夫

(イベント)

- ・ 有効性（産業振興、集客力、広報）
- ・ 独自視点及び創意工夫
- ・ 継続性

(2) 最高評価点が同点だった場合

最高得点の提案者が複数あった場合には、次の選考過程により最終順位を確定する。

ア 講座及びイベントにおける「有効性」の合計点数が最も高い者

イ 上記アでも同点の場合は、委員の協議により最終順位を決定する

1.2 審査結果通知

審査結果については、審査終了後4日（土曜、日曜及び休日等を除く）以内に書面（電子メール）により全提案者に通知する。非選定の通知を受けた提案者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日以内（土曜、日曜及び休日を除く）に書面により、説明を求めることができる。

1.3 その他

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された参加申込書や企画提案書等は、返却しないこととする。
- (3) 提出された企画提案書等の資料は、企画提案の審査・選定以外に無断で使用しない。
- (4) 本件プロポーザル評価委員会により選定された事業者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、本業務に係る随意契約を締結する。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることとなる。
- (5) 当該発注に関する一切の手続きは日本語にて行い、使用する通貨は日本国通貨に限る。
- (6) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第33条各号に該当する場合は契約保証金を免除とするが、それ以外の場合は契約金額の10%を契約保証金として納付を必要とする。
- (7) 契約書の作成を必要とする。
- (8) 参加申込書や企画提案書の受理後の差し替え及び削除は、原則として認めない。

- (9) その他、この要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）施行令及びその関係法令、並びに川崎市が制定する関係条例・規則等に準じるものとする。
- (10) 川崎市契約規則等の契約に関する条項等は、川崎市ホームページで閲覧できる。
(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)